【表紙】

【提出書類】	**有価証券届出書の訂正届出書**
【提出先】	**関東財務局長**
【提出日】	**2023年８月15日**
【発行者名】	**ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社**
【代表者の役職氏名】	**代表取締役社長　髙村　孝**
【本店の所在の場所】	**東京都港区虎ノ門一丁目23番１号**
【事務連絡者氏名】	**久保　政喜**
【電話番号】	03－4530－7297
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	**ステート・ストリート新興国株式インデックス・オープン**
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	**6,000億円を上限とします。**
【縦覧に供する場所】	**該当事項はありません。**

Ⅰ【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出したことに伴い、2023年2月15日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の一部に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するため本訂正届出書を提出するものです。

Ⅱ【訂正箇所および訂正事項】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

※下線部＿＿＿＿は、訂正部分を示します。なお、図もしくは表が含まれる部分については、下線を省略する場合があります。

第一部【証券情報】

（３）【発行（売出）価額の総額】

＜訂正前＞

2,000億円を上限とします。

＜訂正後＞

6,000億円を上限とします。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

＜訂正前＞

①　当ファンドは、MA（マルチアセット）ファンドシリーズ※の一つであり、新興国の株式を投資対象とした「エマージング株式インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資することにより、中長期的にMSCIエマージング・マーケット・インデックス（円ベース）の動きに連動した投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。

＜略＞

④ファンドの特色

1　マザーファンドへの投資を通じて、新興国の株式市場に投資します。

2　当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。
●ファミリーファンド方式については、「ファンドの仕組み」をご覧ください。

3　MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円ベース）の動きに連動した投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。
●MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、世界の主要新興国の株式で構成される株価指数であり、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円ベース）を当ファンドおよび投資対象とするマザーファンドのベンチマークとします。
●投資成果の比較基準となるベンチマークの騰落率は、オリジナル指数をもとに、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が算出します。

4　実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
●投資対象国の通貨と円との間の為替変動により基準価額は変動します。

＜略＞

＜訂正後＞

① 当ファンドは、MA（マルチアセット）ファンドシリーズ※の一つであり、新興国の株式を主要投資対象とした「エマージング株式インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資することにより、中長期的にMSCIエマージング・マーケット・インデックス（円ベース）の動きに連動した投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。

＜略＞

④ファンドの特色

1 マザーファンドへの投資を通じて、新興国の株式等に投資します。

2 当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。
●ファミリーファンド方式については、「ファンドの仕組み」をご覧ください。

3 MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円ベース)の動きに連動した投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。
●MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、世界の主要新興国の株式で構成される株価指数であり、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円ベース)を当ファンドおよび投資対象とするマザーファンドのベンチマークとします。
●投資成果の比較基準となるベンチマークの騰落率は、オリジナル指数をもとに、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が算出します。

4 実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
●投資対象国の通貨と円との間の為替変動により基準価額は変動します。

＜略＞

（3）【ファンドの仕組み】

＜訂正前＞

＜略＞

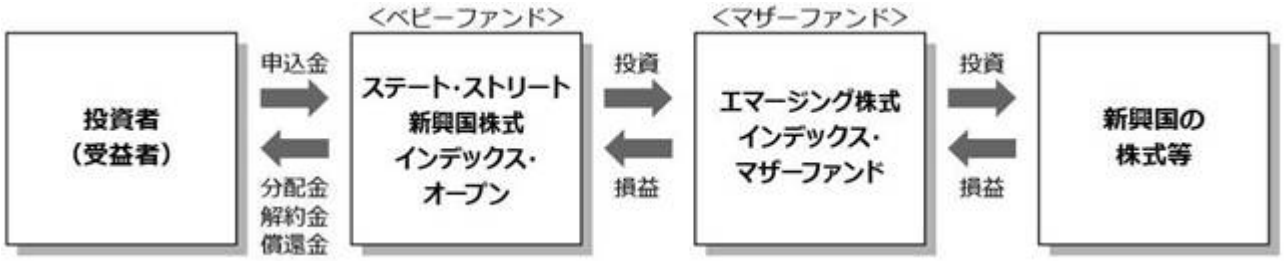

※マザーファンドには、当ファンド以外にも、当該マザーファンドに投資する他のファンド（ベビーファンド）があります。

＜略＞

＜訂正後＞

＜略＞

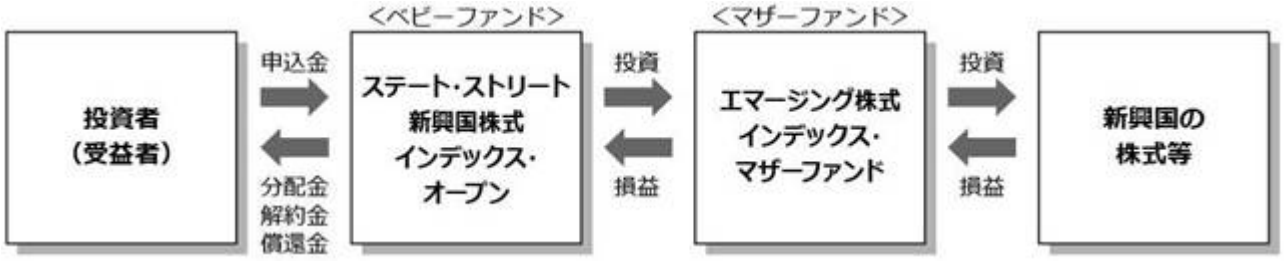

＜略＞

2【投資方針】

（4）【分配方針】

＜訂正前＞

＜略＞

② 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。

＜略＞

＜訂正後＞

＜略＞

② 委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。

＜略＞

3【投資リスク】

（1）ファンドのリスク特性

① 株価変動リスク

＜訂正前＞

当ファンドは、新興国の株式を実質的な投資対象としていることから、株式の投資に係る価格変動リスクを伴います。一般に、株式の価格は、個々の企業の活動および業績、経営方針、ならびに法令順守の状況等に反応して変動するほか、投資対象国の経済情勢および景気見通し、ならびに金利変動、為替相場およびそれらの見通し等にも反応して変動します。したがって、マザーファンドに組み入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落する可能性があります。

＜略＞

＜訂正後＞

株式の価格は、一般に個々の企業の活動および業績、経営方針、ならびに法令順守の状況等に反応して変動するほか、投資対象国の経済情勢および景気見通し、ならびに金利変動、為替相場およびそれらの見通し等にも反応して変動します。したがって、マザーファンドに組み入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落する可能性があります。

＜略＞

⑦　パッシブ運用のリスク

＜訂正前＞

当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドはパッシブ運用を採用しています。パッシブ運用とは、ベンチマーク（参考指数）とするインデックスと連動する投資成果を目指す運用手法であり、ファンド・マネージャーが経済情勢、市場分析等に基づき個別銘柄の売買を行うことによりインデックスを上回る投資成果を目指すアクティブ運用とは異なります。

＜略＞

＜訂正後＞

当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドはパッシブ運用を採用しています。パッシブ運用とは、ベンチマークとするインデックスと連動する投資成果を目指す運用手法であり、ファンド・マネージャーが経済情勢、市場分析等に基づき個別銘柄の売買を行うことによりインデックスを上回る投資成果を目指すアクティブ運用とは異なります。

＜略＞

（3）リスク管理体制

＜訂正前＞

＜略＞

＜参考情報＞代表的な資産クラスと騰落率の比較等

投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

＜ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移＞

＜ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較＞

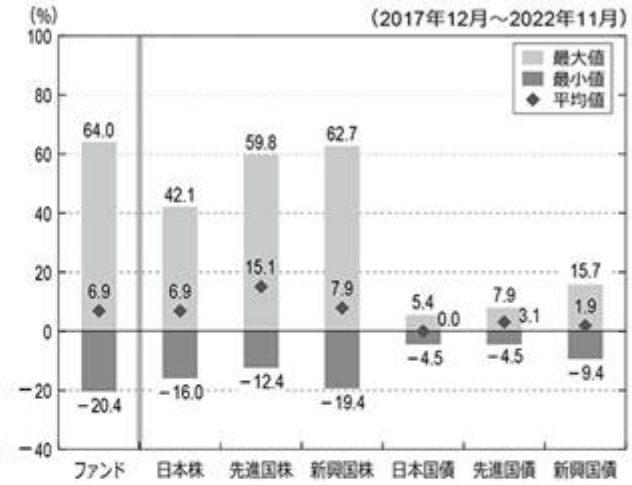

・上記の左グラフは、各月末におけるファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
・分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。
・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
・上記の右グラフは、ファンドと代表的な資産クラスについて、上記記載の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を表示しています。
・代表的な資産クラスの全てが当ファンドの投資対象とは限りません。また、海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して円換算しています。
※上記のグラフは過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数

日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

日本国債：NOMURA-BPI国債
NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。

先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ベース）
JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ベース）は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

＜訂正後＞

＜略＞

＜参考情報＞代表的な資産クラスと騰落率の比較等

投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

＜ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移＞

＜ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較＞

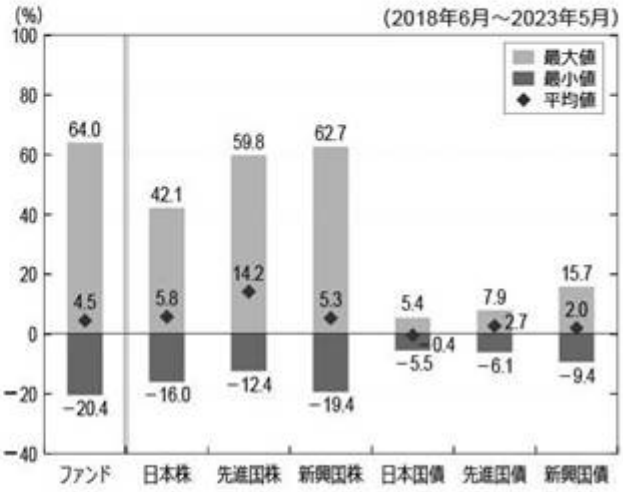

・上記の左グラフは、各月末におけるファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
・分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。
・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
・上記の右グラフは、ファンドと代表的な資産クラスについて、上記記載の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を表示しています。
・代表的な資産クラスの全てが当ファンドの投資対象とは限りません。また、海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して円換算しています。
※上記のグラフは過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数

日本株：TOPIX（東証株価指数、配当込み）
TOPIX（東証株価指数、配当込み）は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

日本国債：NOMURA-BPI国債
NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。

先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ベース）
JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ベース）は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

（3）【信託報酬等】

＜訂正前＞

＜略＞

支払先	信託報酬率（年率）	役務の内容
委託会社	0.25%	委託した資金の運用の対価
販売会社	0.01%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	0.03%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

＜略＞

＜訂正後＞

＜略＞

支払先	信託報酬率（年率）	役務の内容
委託会社	0.25%	委託した資金の運用、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	0.01%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	0.03%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

＜略＞

（５）【課税上の取扱い】

＜訂正前＞

＜略＞

※少額投資非課税制度（NISA）、未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合せください。

＜略＞

※上記は、2022年11月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

＜略＞

＜訂正後＞

＜略＞

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となりますが、2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

＜略＞

※上記は、2023年5月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

＜略＞

5【運用状況】

以下は全文更新につき、訂正・更新後のものを記載いたします。

＜訂正・更新後＞

（1）【投資状況】

（2023年5月31日現在）

種類	国／地域名	時価合計（円）	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	2,666,304,544	100.00
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		△74,974	△0.00
純資産総額		2,666,229,570	100.00

（注）投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

＜参考情報＞

親投資信託受益証券（エマージング株式インデックス・マザーファンド）

（2023年5月31日現在）

種類	国／地域名	時価合計（円）	投資比率(%)
株式	中国	4,808,063,387	27.41
	台湾	2,644,432,138	15.08
	インド	2,338,681,327	13.33
	韓国	2,101,915,377	11.99
	ブラジル	853,046,252	4.86
	サウジアラビア	678,743,011	3.87
	南アフリカ	497,918,934	2.84
	メキシコ	434,974,712	2.48
	タイ	334,252,537	1.91
	インドネシア	326,375,670	1.86
	マレーシア	228,899,258	1.31
	アラブ首長国連邦	216,346,814	1.23
	カタール	151,455,815	0.86
	クウェート	138,768,478	0.79
	ポーランド	130,103,809	0.74
	フィリピン	114,511,346	0.65
	トルコ	93,390,230	0.53
	チリ	88,986,700	0.51
	ギリシャ	72,469,981	0.41
	ペルー	42,544,004	0.24
	ハンガリー	37,279,573	0.21
	チェコ	29,149,342	0.17
	コロンビア	14,215,080	0.08
	エジプト	11,356,409	0.07
	ロシア	0	0.00
	小計	16,387,880,184	93.43
投資証券	メキシコ	12,197,944	0.07
	南アフリカ	5,017,371	0.03
	小計	17,215,315	0.10
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		1,134,731,342	6.47
純資産総額		17,539,826,841	100.00

（注１）投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。
（注２）ロシア・ウクライナ情勢によりロシア株式の取引が事実上困難な状態であり、妥当性のある時価の取得が出来ない状況が続いていることから、2023年5月31日現在の保有ロシア株式においては評価をゼロとしています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（2023年5月31日現在）

順位	国/地域名	種類	銘柄名	業種	数量（口）	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	日本	親投資信託受益証券	エマージング株式インデックス・マザーファンド	-	787,542,694	3.2576	2,565,499,080	3.3856	2,666,304,544	100.00

（注１）投資有価証券は1銘柄です。
（注２）投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率（%）
親投資信託受益証券	―	100.00
合　計		100.00

（注）投資比率は、純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当する事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当する事項はありません。

＜参考情報＞

親投資信託受益証券（エマージング株式インデックス・マザーファンド）

①　投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

（2023年5月31日現在）

順位	国/地域名	種類	銘柄名	業種	数量（株）	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	449,086	2,049.65	920,472,714	2,582.09	1,159,581,368	6.61
2	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	87,118	6,567.53	572,150,582	7,678.26	668,914,655	3.81
3	中国	株式	TENCENT HOLDINGS LIMITED	メディア・娯楽	113,640	4,502.89	511,708,742	5,641.00	641,044,149	3.65
4	中国	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	小売	270,600	1,283.15	347,220,896	1,405.79	380,407,315	2.17
5	インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	エネルギー	55,518	4,428.71	245,873,654	4,283.91	237,834,393	1.36
6	中国	株式	MEITUAN-CLASS B	小売	90,774	2,728.62	247,688,478	2,076.57	188,499,110	1.07
7	中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	1,741,764	81.61	142,157,031	90.62	157,851,194	0.90
8	インド	株式	ICICI BANK LIMITED	銀行	94,180	1,519.85	143,139,718	1,614.91	152,092,695	0.87
9	インド	株式	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	各種金融	31,747	4,521.31	143,538,229	4,578.69	145,359,830	0.83
10	インド	株式	INFOSYS LIMITED	ソフトウェア・サービス	61,450	2,688.00	165,177,853	2,250.54	138,295,990	0.79
11	韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	9,999	9,623.09	96,221,328	11,713.85	117,126,886	0.67
12	台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	227,807	462.77	105,424,250	488.13	111,200,342	0.63
13	中国	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	116,906	760.64	88,923,397	903.59	105,635,794	0.60
14	台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・半導体製造装置	28,159	3,188.23	89,777,427	3,480.80	98,016,016	0.56
15	サウジアラビア	株式	AL RAJHI BANK	銀行	35,795	3,109.78	111,314,764	2,672.82	95,673,878	0.55
16	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS-PFD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	14,815	6,002.54	88,927,776	6,414.47	95,030,521	0.54
17	インド	株式	TATA CONSULTANCY SVS LTD	ソフトウェア・サービス	16,572	5,672.93	94,011,841	5,637.54	93,425,313	0.53
18	中国	株式	JD.COM INC - CL A	小売	39,642	3,555.39	140,942,970	2,319.19	91,937,726	0.52
19	中国	株式	NETEASE INC	メディア・娯楽	36,200	1,855.19	67,158,209	2,488.68	90,090,216	0.51
20	中国	株式	BAIDU INC-CLASS A	メディア・娯楽	40,500	1,641.57	66,483,622	2,206.80	89,375,724	0.51
21	インドネシア	株式	BANK CENTRAL ASIA PT	銀行	1,000,655	82.51	82,572,401	86.94	87,006,952	0.50
22	中国	株式	PDD HOLDINGS INC-ADR	小売	9,200	9,334.57	85,878,112	9,452.64	86,964,335	0.50
23	南アフリカ	株式	NASPERS LTD-N SHS	小売	3,996	16,976.06	67,836,355	21,672.64	86,603,874	0.49
24	ブラジル	株式	VALE SA-SP ADR	素材	48,550	2,195.78	106,605,444	1,783.46	86,587,235	0.49
25	中国	株式	BANK OF CHINA LTD - H	銀行	1,439,752	47.49	68,375,395	55.66	80,137,748	0.46
26	韓国	株式	SAMSUNG SDI CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1,010	80,177.11	80,978,891	76,251.60	77,014,116	0.44
27	メキシコ	株式	AMERICA MOVIL SAB DE CV	電気通信サービス	500,980	155.50	77,903,867	153.51	76,907,514	0.44
28	中国	株式	IND & COMM BK OF CHINA - H	銀行	1,008,719	66.08	66,656,411	75.46	76,121,164	0.43
29	サウジアラビア	株式	THE SAUDI NATIONAL BANK	銀行	53,853	1,510.87	81,364,971	1,388.67	74,784,369	0.43
30	韓国	株式	LG CHEM LTD	素材	915	76,734.98	70,212,512	74,552.40	68,215,446	0.39

（注１）評価金額の上位30銘柄について記載しています。

（注２）投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

（注３）2023年5月31日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率（%）

株式	銀行	14.88
	半導体・半導体製造装置	9.46
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	8.51
	素材	7.80
	メディア・娯楽	6.13
	小売	6.05
	エネルギー	4.74
	資本財	3.90
	食品・飲料・タバコ	3.72
	各種金融	3.12
	自動車・自動車部品	3.08
	電気通信サービス	2.95
	保険	2.63
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.55
	公益事業	2.48
	ソフトウェア・サービス	2.35
	運輸	1.87
	不動産	1.56
	耐久消費財・アパレル	1.32
	消費者サービス	1.23
	食品・生活必需品小売り	1.23
	ヘルスケア機器・サービス	0.99
	家庭用品・パーソナル用品	0.83
	商業・専門サービス	0.05
	小　計	93.43
投資証券	―	0.10
合　計		93.53

（注１）投資比率は、純資産総額に対する当該種類及び業種の評価金額の比率です。
（注２）2023年5月31日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

②投資不動産物件
該当する事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

資産の種類	資産の名称	取引所等	買建／売建	通貨	数量	簿価金額(現地通貨)	評価金額(現地通貨)	評価金額(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	MINI MSCI NY	ニューヨーク先物取引所	買建	アメリカ・ドル	166	8,058,054.58	8,014,480.00	1,120,183,822	6.38

（注１）投資比率は、純資産総額に対する当該取引の評価金額（2023年5月31日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています）の比率です。
（注２）先物取引の残高は、契約額ベースで表示しています。
（注３）先物取引の評価においては、原則として主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

2023年5月31日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間・月末	純資産総額（円）	１口当たりの純資産額（円）
第1期 （2016年11月15日）	分配付： 56,838,142 分配落： 56,730,271	分配付： 1.0538 分配落： 1.0518
第2期 （2017年11月15日）	分配付： 345,290,580 分配落： 343,448,404	分配付： 1.4995 分配落： 1.4915
第3期 （2018年11月15日）	分配付： 676,794,976 分配落： 676,794,976	分配付： 1.3168 分配落： 1.3168
第4期 （2019年11月15日）	分配付： 767,265,003 分配落： 767,265,003	分配付： 1.3804 分配落： 1.3804
第5期 （2020年11月16日）	分配付： 1,172,857,381 分配落： 1,172,857,381	分配付： 1.5455 分配落： 1.5455
第6期 （2021年11月15日）	分配付： 2,399,082,520 分配落： 2,399,082,520	分配付： 1.8447 分配落： 1.8447
第7期 （2022年11月15日）	分配付： 2,396,991,842 分配落： 2,396,991,842	分配付： 1.7025 分配落： 1.7025
2022年 5月末日	2,636,772,057	1.7331
6月末日	2,673,366,393	1.7680
7月末日	2,359,649,527	1.7244
8月末日	2,444,485,891	1.7680
9月末日	2,249,590,597	1.6331
10月末日	2,284,351,755	1.6167
11月末日	2,418,272,610	1.7097
12月末日	2,334,874,210	1.6427
2023年 1月末日	2,598,185,479	1.7600
2月末日	2,510,775,829	1.7060
3月末日	2,564,389,116	1.7086
4月末日	2,591,033,066	1.6941
5月末日	2,666,229,570	1.7677

②【分配の推移】

計算期間		一口当たりの分配金
第1期	自2016年 5月 9日 至2016年11月15日	0.0020円
第2期	自2016年11月16日 至2017年11月15日	0.0080円
第3期	自2017年11月16日 至2018年11月15日	0.0000円
第4期	自2018年11月16日 至2019年11月15日	0.0000円
第5期	自2019年11月16日 至2020年11月16日	0.0000円

第6期	自2020年11月17日 至2021年11月15日	0.0000円
第7期	自2021年11月16日 至2022年11月15日	0.0000円

③【収益率の推移】

計算期間		収益率
第1期	自2016年 5月 9日 至2016年11月15日	5.4%
第2期	自2016年11月16日 至2017年11月15日	42.6%
第3期	自2017年11月16日 至2018年11月15日	△11.7%
第4期	自2018年11月16日 至2019年11月15日	4.8%
第5期	自2019年11月16日 至2020年11月16日	12.0%
第6期	自2020年11月17日 至2021年11月15日	19.4%
第7期	自2021年11月16日 至2022年11月15日	△7.7%
	自2022年11月16日 至2023年 5月15日	1.0%

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末の分配落基準価額（設定時は当初元本額）を控除した額を、前期末の分配落基準価額（同）で除して得た数に100を乗じて得た数です。

（４）【設定及び解約の実績】

計算期間		設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1期	自2016年 5月 9日 至2016年11月15日	56,422,959	2,487,331	53,935,628
第2期	自2016年11月16日 至2017年11月15日	226,859,775	50,523,343	230,272,060
第3期	自2017年11月16日 至2018年11月15日	399,246,744	115,543,307	513,975,497
第4期	自2018年11月16日 至2019年11月15日	266,444,817	224,583,522	555,836,792
第5期	自2019年11月16日 至2020年11月16日	475,501,454	272,466,713	758,871,533
第6期	自2020年11月17日 至2021年11月15日	803,598,078	261,960,478	1,300,509,133
第7期	自2021年11月16日 至2022年11月15日	671,870,028	564,441,384	1,407,937,777
	自2022年11月16日 至2023年 5月15日	261,213,520	142,808,460	1,526,342,837

（注１）日本国外における設定、解約はありません。
（注２）第１期の設定口数は、当初募集期間の設定口数を含みます。

（参考情報）運用実績

（2023年5月31日現在）

基準価額・純資産の推移

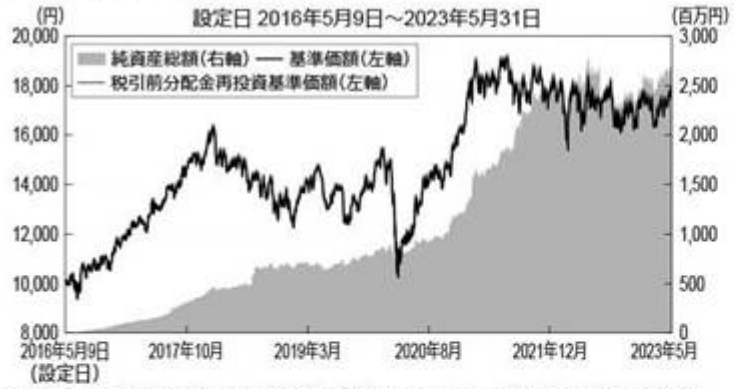

※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。分配金再投資基準価額は税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。

<基準価額・純資産総額>

基準価額	17,677円
純資産総額	2,666百万円

分配の推移

決算期	分配金
第3期（2018年11月15日）	0円
第4期（2019年11月15日）	0円
第5期（2020年11月16日）	0円
第6期（2021年11月15日）	0円
第7期（2022年11月15日）	0円
設定来累計	100円

※分配金は1万口当たりの税引前の金額です。

主要な資産の状況

（マザーファンドのデータを表示しています。）

<銘柄別投資比率>

	国／地域名	種類	銘柄名	投資比率
1	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	6.61%
2	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	3.81%
3	中国	株式	TENCENT HOLDINGS LIMITED	3.65%
4	中国	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	2.17%
5	インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	1.36%
6	中国	株式	MEITUAN-CLASS B	1.07%
7	中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	0.90%
8	インド	株式	ICICI BANK LIMITED	0.87%
9	インド	株式	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	0.83%
10	インド	株式	INFOSYS LIMITED	0.79%

(注) 投資比率は、マザーファンド純資産総額に対する各評価金額の比率で、上位10銘柄について記載しています。

<業種別投資比率>

	業種	投資比率
1	銀行	14.88%
2	半導体・半導体製造装置	9.46%
3	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	8.51%
4	素材	7.80%
5	メディア・娯楽	6.13%
6	小売	6.05%
7	エネルギー	4.74%
8	資本財	3.90%
9	食品・飲料・タバコ	3.72%
10	各種金融	3.12%

(注) 投資比率は、マザーファンド純資産総額に対する各評価金額の比率で、上位10業種について記載しています。

年間収益率の推移（暦年ベース）

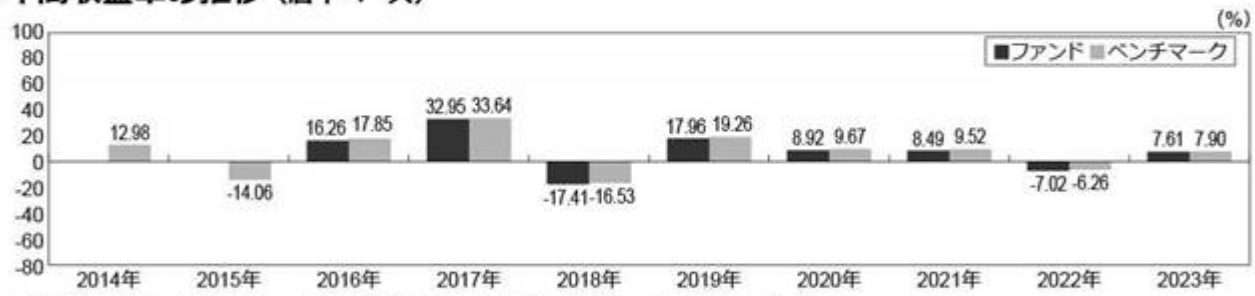

※2016年のファンドとベンチマークの年間収益率は設定日から年末までで算出しています。
※2023年のファンドとベンチマークの年間収益率は年初から5月末までで算出しています。
※年間収益率の推移は、税引前分配金を再投資したものとして算出しています。

- 上記の運用実績は、過去の実績であり将来の成果を保証するものではありません。
- 上記のベンチマークの情報は参考情報です。
- 最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

＜訂正前＞

＜略＞

３）当ファンドの取得申込みの申込受付締切時間は、原則として販売会社の営業日の午後３時までとし、この受付時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとさせていただきます。

＜略＞

８）購入時手数料は前記「４　手数料及び税金（１）申込手数料」をご参照ください。

＜略＞

＜訂正後＞

＜略＞

３）当ファンドの取得申込みの申込受付締切時間は、原則として、販売会社の営業日の午後３時までとし、この受付時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとさせていただきます。

＜略＞

８）購入時手数料は前記「４　手数料等及び税金（１）申込手数料」をご参照ください。

＜略＞

２【換金（解約）手続等】

＜訂正前＞

＜略＞

２）当ファンドの換金申込みの申込受付締切時間は、原則として販売会社の営業日の午後３時までとし、この受付時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとさせていただきます。

＜略＞

６）換金代金（換金価額に換金する口数を乗じて得た金額）は、原則として換金申込受付日から起算して６営業日目以降にお支払いします。

＜略＞

＜訂正前＞

＜略＞

２）当ファンドの換金申込みの申込受付締切時間は、原則として、販売会社の営業日の午後３時までとし、この受付時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとさせていただきます。

＜略＞

６）換金代金（換金価額に換金する口数を乗じて得た金額）は、原則として、換金申込受付日から起算して６営業日目以降にお支払いします。

＜略＞

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

1）基準価額の算出方法

＜訂正前＞

基準価額とは、算出日において、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」）を、算出日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては１万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
マザーファンド受益証券	原則として、基準価額算出日の基準価額で評価します。
株式	原則として、基準価額計算日の取引所の終値で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。

※外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の終値等で評価します。

＜訂正後＞

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上１万口単位で表示される場合があります。）。

投資対象とするマザーファンド受益証券は、当該マザーファンド受益証券の基準価額で評価します。

なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。また、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

＜主要投資対象の評価方法＞

主要投資対象	有価証券等の評価方法
株式、投資証券等	(1)　金融商品取引所等に上場されている有価証券 原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の最終相場で評価します。 (2)　金融商品取引所等に上場されていない有価証券 原則として、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価します。
市場デリバティブ取引	原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の発表する清算値段または最終相場で評価します。

※国内で取引される資産については原則として基準価額計算日の値、外国で取引される資産については原則として基準価額計算日に知りうる直近の日の値で評価します。

第３【ファンドの経理状況】

＜訂正前＞
（１）＜略＞
（２）＜略＞

＜訂正後＞
（１）＜略＞
（２）＜略＞

（３）当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（４）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2022年11月16日から2023年5月15日まで）の中間財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

１【財務諸表】

末尾に「中間財務諸表」を追加します。

＜末尾追加＞

【中間財務諸表】

ステート・ストリート新興国株式インデックス・オープン

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	前計算期間末 （2022年11月15日現在）	当中間計算期間末 （2023年 5月15日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	337	110,388
コール・ローン	4,718,459	10,693,140
親投資信託受益証券	2,396,857,537	2,624,341,033
未収入金	3,010,000	10,950,000
流動資産合計	2,404,586,333	2,646,094,561
資産合計	2,404,586,333	2,646,094,561
負債の部		
流動負債		
未払解約金	3,497,340	17,542,117
未払受託者報酬	409,729	407,742
未払委託者報酬	3,550,902	3,533,697
未払利息	12	28
その他未払費用	136,508	135,850
流動負債合計	7,594,491	21,619,434
負債合計	7,594,491	21,619,434
純資産の部		
元本等		
元本	1,407,937,777	1,526,342,837
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	989,054,065	1,098,132,290
(分配準備積立金)	275,047,220	250,018,696
元本等合計	2,396,991,842	2,624,475,127
純資産合計	2,396,991,842	2,624,475,127
負債純資産合計	2,404,586,333	2,646,094,561

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前中間計算期間 自　2021年11月16日 至　2022年 5月15日	当中間計算期間 自　2022年11月16日 至　2023年 5月15日
営業収益		
有価証券売買等損益	△320,203,378	27,963,496
営業収益合計	△320,203,378	27,963,496
営業費用		
支払利息	3,669	2,493
受託者報酬	398,289	407,742
委託者報酬	3,451,736	3,533,697
その他費用	132,710	135,867
営業費用合計	3,986,404	4,079,799
営業利益又は営業損失（△）	△324,189,782	23,883,697
経常利益又は経常損失（△）	△324,189,782	23,883,697
中間純利益又は中間純損失（△）	△324,189,782	23,883,697
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△16,569,178	856,851
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,098,573,387	989,054,065
剰余金増加額又は欠損金減少額	297,776,912	186,014,116
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	297,776,912	186,014,116
剰余金減少額又は欠損金増加額	160,805,240	99,962,737
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	160,805,240	99,962,737
中間剰余金又は中間欠損金（△）	927,924,455	1,098,132,290

(3) 【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

区　分	前計算期間末 （2022年11月15日現在）	当中間計算期間末 （2023年5月15日現在）
1　期首元本額	1,300,509,133円	1,407,937,777円
期中追加設定元本額	671,870,028円	261,213,520円
期中一部解約元本額	564,441,384円	142,808,460円
2　受益権の総数	1,407,937,777口	1,526,342,837口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当する事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区　分	前計算期間末 （2022年11月15日現在）	当中間計算期間末 （2023年5月15日現在）
1　中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。	中間貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。
2　金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 該当する事項はありません。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左
3　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券関係に関する注記）

該当する事項はありません。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

該当する事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

	前計算期間末 （2022年11月15日現在）	当中間計算期間末 （2023年5月15日現在）
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.7025円 （17,025円）	1.7195円 （17,195円）

＜参考＞

当ファンドは「エマージング株式インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次の通りであります。

「エマージング株式インデックス・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表　（単位：円）

区　分	（2022年11月15日現在）	（2023年5月15日現在）
	金　額	金　額
資産の部		
流動資産		
預金	912,531,320	1,057,966,879
金銭信託	173	216,013
コール・ローン	2,429,656	20,924,846
株式	14,688,255,218	15,964,493,887
投資証券	14,659,548	16,465,839
派生商品評価勘定	32,224,797	7,424,979
未収入金	2,260,000	2,769,855
未収配当金	6,895,216	25,513,713
差入委託証拠金	145,120,750	46,338,936
流動資産合計	15,804,376,678	17,142,114,947
資産合計	15,804,376,678	17,142,114,947
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	14,580,429	11,085,355
未払解約金	3,710,000	10,950,000
未払利息	6	56
その他未払費用	3	3
流動負債合計	18,290,438	22,035,414
負債合計	18,290,438	22,035,414
純資産の部		
元本等		
元本	4,850,780,875	5,199,386,993
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	10,935,305,365	11,920,692,540
元本等合計	15,786,086,240	17,120,079,533
純資産合計	15,786,086,240	17,120,079,533
負債純資産合計	15,804,376,678	17,142,114,947

（注）親投資信託の計算期間は、原則として、毎年11月16日から、翌年11月15日までであります。

(2) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1	有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2	デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 外国先物の評価においては、個別法に基づき、原則として知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量等を勘案して評価を行う取引所を決定しております。 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3	収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。
4	その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区　分		（2022年11月15日現在）	（2023年5月15日現在）
1	期首元本額	4,207,547,808円	4,850,780,875円
	期中追加設定元本額	1,021,655,593円	533,735,832円
	期中一部解約元本額	378,422,526円	185,129,714円
	元本の内訳		
	ファンド名		
	全世界株式インデックス・ファンド（年金）＜適格機関投資家限定＞	24,505,299円	24,870,640円
	４資産インデックスバランスＶＡ５０＜適格機関投資家限定＞	27,539,477円	26,442,018円
	全世界株式インデックス・ファンド	334,270,166円	399,117,708円
	エマージング株式インデックス・ファンド＜適格機関投資家限定＞	3,727,945,779円	3,951,938,668円
	ステート・ストリート新興国株式インデックス・オープン	736,520,154円	797,017,959円
	計	4,850,780,875円	5,199,386,993円
2	受益権の総数	4,850,780,875口	5,199,386,993口

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区　分	（2022年11月15日現在）	（2023年5月15日現在）
1　貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。	同左
2　金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左
3　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

（有価証券関係に関する注記）

該当する事項はありません。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の時価等に関する事項

株式関連

（単位：円）

区　分	種　類	（2022年11月15日現在）			
		契約額等		時　価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	MINI MSCI NY	818,775,591	-	836,461,634	17,686,043
合　計		818,775,591	-	836,461,634	17,686,043

（単位：円）

区　分	種　類	（2023年5月15日現在）			
		契約額等		時　価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	MINI MSCI NY	1,141,746,528	-	1,137,996,989	△3,749,539
合　計		1,141,746,528	-	1,137,996,989	△3,749,539

(注) 1．時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2．株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3．契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は対顧客電信売買相場の仲値で行っており、換算において円未満の端数は切り捨てております。

4．契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

5．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

通貨関連

（単位：円）

区　分	種　類	（2022年11月15日現在）			
		契約額等		時　価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカ・ドル	250,000,000	-	250,041,675	△41,675
合　計		250,000,000	-	250,041,675	△41,675

（単位：円）

区　分	種　類	（2023年5月15日現在）			
		契約額等		時　価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	8,000,000	-	8,089,163	89,163
合　計		8,000,000	-	8,089,163	89,163

(注) 1．時価の算定方法

(1)対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2)対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

(3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2．換算において円未満の端数は切り捨てております。

3．契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

4．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	（2022年11月15日現在）	（2023年5月15日現在）
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	3.2543円 （32,543円）	3.2927円 （32,927円）

２【ファンドの現況】

以下は全文更新につき、訂正・更新後のものを記載いたします。

＜訂正・更新後＞

【純資産額計算書】

（2023年5月31日現在）

Ⅰ　資産総額	**2,669,851,472円**
Ⅱ　負債総額	**3,621,902円**
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	**2,666,229,570円**
Ⅳ　発行済口数	**1,508,283,307口**
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	**1.7677円**

＜参考情報＞

親投資信託受益証券（エマージング株式インデックス・マザーファンド）

（2023年5月31日現在）

Ⅰ　資産総額	**18,668,769,491円**
Ⅱ　負債総額	**1,128,942,650円**
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	**17,539,826,841円**
Ⅳ　発行済口数	**5,180,777,560口**
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	**3.3856円**

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

以下は全文更新につき、訂正・更新後のものを記載いたします。

＜訂正・更新後＞

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額（本書提出日現在）

① 資本金の額
委託会社の資本金の額は金３億１千万円です。

② 発行する株式の総数
委託会社の発行する株式の総数は6,200株です。

③ 発行済株式の総数
委託会社の発行済株式総数は6,200株です。

④ 最近５年間における主な資本金の額の増減
該当事項はありません。

（２）委託会社の機構

① 会社の意思決定機構
取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定します。代表取締役社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、代表取締役社長に事故があるときにその職務を代行します。監査役は、委託会社の会計監査を行います。各部には、部長をおき、部長は、代表取締役社長または取締役の命を受け、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。

② 投資運用の意思決定機構

１）運用基本方針の決定
投資政策委員会で、投資対象地域経済、産業、政治について更に精緻に分析を行い、投資対象企業、債券を様々な面より分析しつつ、基本的な運用方針を決定します。

２）運用実施計画の作成
ファンド・マネージャーは決定された運用基本方針に基づいて、具体的な銘柄選択と運用実施計画を作成します。

３）運用の実行
ファンド・マネージャーは運用計画に基づいて、組入有価証券の売買等を指図します。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業、第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業を行っています。

2023年5月末現在、委託会社の運用する証券投資信託は、124本であり、その純資産総額は3,059,868百万円です（親投資信託を除く、公募投資信託および私募投資信託の合計値です。）。

3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社であるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（以下「委託会社」といいます）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年８月６日内閣府令第52号）により作成しております。

2．委託会社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当事業年度（2022年４月１日から2023年３月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

１．財務諸表

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

期別 / 科目	前事業年度（2022年３月31日現在） 金額		構成比	当事業年度（2023年３月31日現在） 金額		構成比
（資産の部）			%			%
流動資産						
預金		4,391,110			4,944,755	
有価証券		23,294			24,319	
前払金		119,649			232,900	
前払費用		29,290			34,419	
未収入金		688,466			615,211	
未収委託者報酬		685,229			665,966	
未収収益		42,751			36,568	
流動資産計		5,979,793	75.8		6,554,141	80.5
固定資産					112	
有形固定資産		375		0		
建物附属設備 ※１	0			112		
器具備品 ※１	375					
無形固定資産		0			0	
ソフトウェア	0			0		
投資その他の資産		1,904,306			1,586,165	
長期差入保証金	71,694			42,548		
繰延税金資産	1,826,336			1,537,341		
その他投資	6,275			6,275		
固定資産計		1,904,682	24.2		1,586,278	19.5
資産合計		7,884,475	100.0		8,140,419	100.0

（単位：千円）

期別 / 科目	前事業年度（2022年３月31日現在）			当事業年度（2023年３月31日現在）		
	金額		構成比	金額		構成比
（負債の部）			%			%
流動負債						
預り金		172,682			211,213	
未払金		344,370			341,855	
未払手数料	177,539			180,016		
その他未払金	166,831			161,839		
未払費用		11,699			12,884	
未払法人税等		296,332			176,932	
未払消費税等		30,068			25,106	
賞与引当金		74,876			92,579	
流動負債計		930,030	11.8		860,572	10.6
固定負債						
退職給付引当金		84,840			76,260	
固定負債計		84,840	1.1		76,260	0.9
負債合計		1,014,871	12.9		936,833	11.5
（純資産の部）			%			%
株主資本		6,869,604	87.1		7,203,586	88.5
資本金	310,000			310,000		
利益剰余金						
利益準備金	77,500			77,500		
その他利益剰余金						
別途積立金	31,620			31,620		
繰越利益剰余金	6,450,484			6,784,466		
純資産合計		6,869,604	87.1		7,203,586	88.5
負債・純資産合計		7,884,475	100.0		8,140,419	100.0

（2）【損益計算書】

（単位：千円）

期別 科目	前事業年度 自 2021年４月１日 至 2022年３月31日			当事業年度 自 2022年４月１日 至 2023年３月31日		
	金額		構成比	金額		構成比
			%			%
営業収益						
委託者報酬		2,655,508			2,681,106	
投資顧問収入		3,030,659			2,805,885	
その他営業収益　※１		85,660			12,640	
営業収益計		5,771,828	100.0		5,499,631	100.0
営業費用						
支払手数料		711,649			753,876	
広告宣伝費		53,735			51,264	
公告費		1,140			1,140	
調査費		712,486			654,933	
調査費	407,466			337,268		
委託調査費	304,641			317,181		
図書費	378			483		
委託計算費		485,872			387,357	
営業雑経費		29,696			44,076	
通信費	3,997			6,765		
印刷費	7,276			14,575		
協会費	12,853			17,758		
諸会費	55			7		
その他	5,512			4,968		
営業費用計		1,994,579	34.6		1,892,648	34.4
一般管理費						
給料		1,568,661			1,475,040	
役員報酬	425,268			251,291		
給料・手当	787,766			816,610		
賞与	285,950			330,579		
賞与引当金繰入額	69,676			76,559		
交際費		1,607			3,676	
旅費交通費		676			10,847	
租税公課		32,240			3,770	
不動産賃借料		60,478			64,855	
退職給付費用		74,675			61,481	
固定資産減価償却費		2,571			765	
福利厚生費		130,238			139,590	
諸経費		186,753			192,029	
一般管理費計		2,057,903	35.7		1,952,057	35.5
営業利益		1,719,345	29.8		1,654,925	30.1
営業外収益						
移転価格調整金　※１、※２					131,841	

為替差益		18			1,707	
有価証券運用益		1,013			2,727	
雑収入		881			106	
営業外収益計		1,913	0.0		136,383	2.5
営業外費用						
移転価格調整金　※1		363,220			―	
為替差損		214			1,046	
有価証券運用損		1			―	
雑損失		329			73	
営業外費用計		363,766	6.3		1,119	0.0
経常利益		1,357,491	23.5		1,790,188	32.6
特別利益						
事業再構築費用戻入		7,084			―	
特別利益計		7,084	0.1		―	0.0
特別損失						
事務処理損失		146			4,303	
固定資産除却損		2,326			―	
特別損失計		2,472	0.0		4,303	0.1
税引前当期純利益		1,362,102	23.6		1,785,884	32.5
法人税,住民税及び事業税		261,905	4.5		324,907	5.9
法人税等調整額		261,874	4.5		288,994	5.3
当期純利益		838,322	14.5		1,171,982	21.3

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年４月１日　至 2022年３月31日）　　**（単位：千円）**

	株主資本						純資産合計
	資本金	利益剰余金			利益剰余金合計	株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金				
			別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	310,000	77,500	31,620	6,091,161	6,200,281	6,510,281	6,510,281
当期変動額							
剰余金の配当	－	－	－	(479,000)	(479,000)	(479,000)	(479,000)
当期純利益	－	－	－	838,322	838,322	838,322	838,322
当期変動額合計	－	－	－	359,322	359,322	359,322	359,322
当期末残高	310,000	77,500	31,620	6,450,484	6,559,604	6,869,604	6,869,604

当事業年度（自 2022年４月１日　至 2023年３月31日）　　**（単位：千円）**

	株主資本						純資産合計
	資本金	利益剰余金			利益剰余金合計	株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金				
			別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	310,000	77,500	31,620	6,450,484	6,559,604	6,869,604	6,869,604
当期変動額							
剰余金の配当	－	－	－	(838,000)	(838,000)	(838,000)	(838,000)
当期純利益	－	－	－	1,171,982	1,171,982	1,171,982	1,171,982
当期変動額合計	－	－	－	333,982	333,982	333,982	333,982
当期末残高	310,000	77,500	31,620	6,784,466	6,893,586	7,203,586	7,203,586

［重要な会計方針］

1.有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券 売買目的有価証券 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（取得原価は移動平均法により算定）を採用しております。
2.固定資産の減価償却方法	有形固定資産 リース資産以外の有形固定資産 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります 器具備品　3～7年
3.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4.引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき金額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異 発生の翌事業年度に一括損益処理しております。
5.収益の計上方法	(1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託約款に定められた履行義務の充足状況に基づき、投資信託約款毎に、日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。 (2) 投資顧問収入 投資顧問収入は、投資顧問契約に定められた履行義務の充足状況に基づき、投資顧問契約毎に計算基礎額に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。
6.その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定

める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。ただし、これによる具体的な会計方針の変更は無く、したがって、時価算定会計基準適用指針の適用にともなう当事業年度における貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書への影響は有りません。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより、当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産　1,537,341千円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生および金額によって見積もっております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期および金額が見積りと異なった場合や将来の税法の改正等により、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

注　記　事　項

（貸借対照表関係）

前事業年度 （2022年3月31日現在）	当事業年度 （2023年3月31日現在）
※1．有形固定資産の減価償却累計額 器具備品　30,399千円	※1．有形固定資産の減価償却累計額 器具備品　30,661千円
関係会社に係る注記 該当事項はありません。	関係会社に係る注記 同左

（損益計算書関係）

前事業年度 自　2021年4月1日 至　2022年3月31日	当事業年度 自　2022年4月1日 至　2023年3月31日
※1．移転価格調整金の取り扱いに係る注記 当社とステート・ストリート・バンク・ アンド・トラスト・カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することとしております。当事業年度にステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーから当社に支払われた調整額85,395千円は、損益計算書のその他営業収益に、また、当社がステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに支払った調整額363,220千円は、損益計算書の営業外費用である移転価格調整金に含まれております。	※1．移転価格調整金の取り扱いに係る注記 当社とステート・ストリート・バンク・ アンド・トラスト・カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することとしております。当事業年度にステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーから当社に支払われた事務手数料調整額12,389千円は、損益計算書のその他営業収益に、移転価格調整額131,841千円は、損益計算書の営業外収益に含まれております。
関係会社に係る注記 該当事項はありません。	※2．関係会社に係る注記 関係会社との取引高 営業外収益　131,841千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　2021年4月1日　至　2022年3月31日）

1．　発行済株式の総数に関する事項

	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
普通株式	6,200株	-	-	6,200株

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

（決議）	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2021年6月24日定時株主総会	普通株式	479,000千円	77,258.06円	2021年3月31日	2021年6月25日

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2022年6月27日定時株主総会	普通株式	838,000千円	利益剰余金	135,161.29円	2022年3月31日	2022年6月28日

当事業年度（自　2022年4月 1日　至　2023年3月 31日）

1. 発行済株式の総数に関する事項

	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
普通株式	6,200株	-	-	6,200株

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

（決議）	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2022年6月27日定時株主総会	普通株式	838,000千円	135,161.29円	2022年3月31日	2022年6月28日

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2023年6月27日定時株主総会	普通株式	1,171,000千円	利益剰余金	188,870.96円	2023年3月31日	2023年6月28日

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言業、第二種金融商品取引業及び第一種金融商品取引業を行っております。これらの事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、資金調達については、現状必要性を想定しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬は、投資信託及び投資法人に関する法律により、信託銀行において分別管理される信託財産のため、当該報酬は、計理上日々の未払委託者報酬として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、顧客の信用リスクは限定されております。

同じく営業債権である未収投資顧問料は、概ね６か月以内に回収される債権であり、また顧客の業種等も多岐にわたり分散されていることから、顧客の信用リスクは限定されております。

2．金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日現在

預金、未収入金、未収委託者報酬、未収収益、未払手数料及びその他未払金は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

2023年3月31日現在

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
有価証券	24,319	24,319	-
資産計	24,319	24,319	-

預金、未収入金、未収委託者報酬、未収収益、未払手数料及びその他未払金は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

2022年3月31日現在

前項にて注記を省略しているため、記載を省略しております。

2023年3月31日現在

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	-	24,319	-	24,319
資産計	-	24,319	-	24,319

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券は投資信託であり基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２に分類しております。

（有価証券関係）

前事業年度 （ 2022年3月 31日 現在 ）	当事業年度 （ 2023年3月 31日 現在 ）

売買目的の有価証券		**売買目的の有価証券**	
貸借対照表計上額	**23,294千円**	**貸借対照表計上額**	**24,319千円**
当事業年度の損益に含まれた評価差額	**1,013千円**	**当事業年度の損益に含まれた評価差額**	**1,025千円**

（デリバティブ取引関係）

前事業年度 自　2021年4月　1日 至　2022年3月 31日	当事業年度 自　2022年4月　1日 至　2023年3月 31日
該当事項はありません。	同左

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

前事業年度 自　2021年4月　1日 至　2022年3月 31日	当事業年度 自　2022年4月　1日 至　2023年3月 31日
2011年4月1日に確定給付企業年金制度（キャッシュ・バランス・プラン）、確定拠出年金制度を導入いたしました。 また、2000年9月29日より退職給付信託を設定しております。	同左

２．退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 自　2021年4月　1日 至　2022年3月 31日
退職給付債務の期首残高	450,505
勤務費用	58,354
利息費用	-
数理計算上の差異の発生額	△10,018
退職給付の支払額	△18,668
退職給付債務の期末残高	480,173

(単位：千円)

	当事業年度 自　2022年4月　1日 至　2023年3月 31日
退職給付債務の期首残高	480,173
勤務費用	53,150
利息費用	-
数理計算上の差異の発生額	△ 12,549
退職給付の支払額	△ 37,376
退職給付債務の期末残高	483,396

３．年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 自　2021年4月　1日 至　2022年3月 31日
年金資産の期首残高	368,935
期待運用収益	2,728
数理計算上の差異の発生額	△2,919
事業主からの拠出額	52,354
退職給付の支払額	△18,668
年金資産の期末残高	402,431

(単位：千円)

	当事業年度 自　2022年4月　1日 至　2023年3月 31日
年金資産の期首残高	402,431
期待運用収益	2,979
数理計算上の差異の発生額	△ 3,493
事業主からの拠出額	51,651
退職給付の支払額	△ 37,376
年金資産の期末残高	416,191

４．退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 自　2021年4月　1日 至　2022年3月 31日
積立型制度の退職給付債務	480,173
年金資産	△402,431
	77,742
非積立型制度の退職給付債務	-
未積立退職給付債務	77,742
未認識数理計算上の差異	7,098
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	84,840

(単位：千円)

	当事業年度 自　2022年4月　1日 至　2023年3月 31日
積立型制度の退職給付債務	483,396

年金資産	**△ 416,191**
	67,205
非積立型制度の退職給付債務	**-**
未積立退職給付債務	**67,205**
未認識数理計算上の差異	**9,055**
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	**76,260**

５．退職給付費用の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 自　2021年4月　1日 至　2022年3月 31日
確定給付制度に係る退職給付費用	55,694
(1)勤務費用	58,354
(2)利息費用	-
(3)期待運用収益	△2,728
(4)過去勤務費用の費用処理額	0
(5)数理計算上の差異の費用処理額	69
(6)その他	-

(単位：千円)

	当事業年度 自　2022年4月　1日 至　2023年3月 31日
確定給付制度に係る退職給付費用	43,071
(1)勤務費用	53,150
(2)利息費用	-
(3)期待運用収益	△2,979
(4)過去勤務費用の費用処理額	0
(5)数理計算上の差異の費用処理額	△7,098
(6)その他	-

６．年金資産に関する事項

前事業年度（2022年3月31日現在）

① 年金資産の内訳

保険資産（一般勘定）	98.1%
その他	1.9%
合計	100.0%

②　長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

当事業年度（2023年3月31日現在）

① 年金資産の内訳

保険資産（一般勘定）	98.2%
その他	1.8%
合計	100.0%

②　長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

７．退職給付債務等の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (2022年3月 31日現在)
(1)割引率	0.0%
(2)長期期待運用収益率	0.75%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4)過去勤務費用の処理年数	発生時より 11年
(5)数理計算上の差異の処理年数	1年

	当事業年度 (2023年3月 31日現在)
(1)割引率	0.0%
(2)長期期待運用収益率	0.75%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4)過去勤務費用の処理年数	発生時より 11年
(5)数理計算上の差異の処理年数	1年

８．確定拠出制度

前事業年度（自　2021年4月1日　至　2022年3月31日）
当社の確定拠出制度への要拠出額は18,980千円であります。

当事業年度（自　2022年4月1日　至　2023年3月31日）
当社の確定拠出制度への要拠出額は18,410千円　であります。

（税効果会計関係）

前事業年度 自　2021年4月　1日 至　2022年3月 31日	
1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
	（単位：千円）
繰延税金資産	
賞与引当金繰入超過額	19,674
退職給付引当金	27,681
(注) 繰越欠損金	1,727,082
その他	51,898
繰延税金資産 合計	1,826,336
繰延税金負債との相殺	-
繰延税金資産の純額	1,826,336

当事業年度 自　2022年4月　1日 至　2023年3月 31日	
1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
	（単位：千円）
繰延税金資産	
賞与引当金繰入超過額	22,144
退職給付引当金	25,052
(注) 繰越欠損金	1,453,659
その他	36,485
繰延税金資産 合計	1,537,341
繰延税金負債との相殺	-
繰延税金資産の純額	1,537,341

（注）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2022年3月31日現在）

	1年以内（千円）	1年超2年以内（千円）	2年超3年以内（千円）	3年超4年以内（千円）	4年超5年以内（千円）	5年超（千円）	合計（千円）
税務上の繰越欠損金(*1)	-	-	-	597,044	157,331	972,706	1,727,082
繰延税金資産	-	-	-	597,044	157,331	972,706	(*2) 1,727,082

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(*2) 税務上の繰越欠損金1,727,082千円（法定実効税率を乗じた金額）について、繰延税金資産1,727,082千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については、将来の課税所得の見込等により回収可能と判断しております。

当事業年度（2023年3月31日現在）

	1年以内（千円）	1年超2年以内（千円）	2年超3年以内（千円）	3年超4年以内（千円）	4年超5年以内（千円）	5年超（千円）	合計（千円）
税務上の繰越欠損金(*1)	-	-	319,359	158,439	-	975,860	1,453,659
繰延税金資産	-	-	319,359	158,439	-	975,860	(*2)1,453,659

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(*2) 税務上の繰越欠損金1,453,659千円（法定実効税率を乗じた金額）について、繰延税金資産1,453,659千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については、将来の課税所得の見込等により回収可能と判断しております。

前事業年度（2022年3月31日 現在）		当事業年度（2023年3月31日 現在）	
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳	
法定実効税率	30.6%	法定実効税率	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	8.0%	交際費等永久に損金に算入されない項目	3.1%
その他	△0.2%	その他	0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.4%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.3%

（資産除去債務関係）

前事業年度（自　2021年4月1日　至　2022年3月31日）

(1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィス及びバックアップセンターの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を賃貸借契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減
当事業年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は14,661千円であります。当事業年度において、本社オフィスの一部解約等に伴う原状回復費用の精算が行われたことから、資産除去債務の総額は、20,679千円減少しました。

当事業年度（自　2022年4月1日　至　2023年3月31日）

(1) 資産除去債務の概要
当社は、本社オフィス及びバックアップセンターの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を賃貸借契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減
当事業年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は15,059千円であります。当事業年度において、原状回復費用の見直しが行われたことから、資産除去債務の総額は、397千円増加千円減少しました。

（収益認識関係）

前事業年度（自　2021年4月1日　至　2022年3月31日）

当社は、「（セグメント情報）」に記載のとおり、投資運用業の単一セグメントであり、営業収益のうち委託者報酬と投資顧問収入は、顧客との契約から生じる収益であります。

(1) 収益の分解情報
損益計算書に記載のとおりです。
(2) 収益を理解するための基礎となる情報
重要な会計方針「5.収益の計上方法」に記載のとおりです。
(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報
重要性が乏しいため、注記を省略しております。

当事業年度（自　2022年4月1日　至　2023年3月31日）

当社は、「（セグメント情報）」に記載のとおり、投資運用業の単一セグメントであり、営業収益のうち委託者報酬と投資顧問収入は、顧客との契約から生じる収益であります。

(1) 収益の分解情報
損益計算書に記載のとおりです。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針「5.収益の計上方法」に記載のとおりです。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（セグメント情報）

1.セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

2.セグメント関連情報

1. 商品及びサービスに関する情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域に関する情報

①営業収益

本邦に所在している顧客への収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、集計対象より除外しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客に関する情報

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、記載を省略しております。

また、投資顧問収入については、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

Ⅰ関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自　2021年4月1日　至　2022年3月31日）

前事業年度 自　2021年4月　1日 至　2022年3月 31日											
種　類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有（被所有)割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				

同一の親会社を持つ会社	ｽﾃｰﾄ・ｽﾄﾘｰﾄ・ﾊﾞﾝｸ・ｱﾝﾄﾞ・ﾄﾗｽﾄ・ｶﾝﾊﾟﾆｰ	米国ﾏｻﾁｭｰｾｯﾂ州ﾎﾞｽﾄﾝ市	29百万米ドル	銀行、投資顧問、投資信託委託業務、及びそれらの関連業務	なし	なし	助言などの投資顧問ｻｰﾋﾞｽの提供並びに受入れ ソフトウェアの使用契約 人件費等及び事務手数料の支払	ソフトウェア使用料の支払 投資顧問料の支払 人件費等の支払 事務手数料の受取 移転価格調整金の支払	351,919 221,949 396,782 85,395 363,220	前払金 未払金	598 28,457
	ｽﾃｰﾄ・ｽﾄﾘｰﾄ信託銀行株式会社	東京都港区	25億円	銀行業	なし	なし	投資信託計理の事務ｻｰﾋﾞｽの受入れ 兼職社員の人件費支払等	投資信託計理業務委託 人件費等の支払	38,999 127,476	前払金	119,051
	ｽﾃｰﾄ・ｽﾄﾘｰﾄ・ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ・ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰｽﾞ・ﾕﾅｲﾃｯﾄﾞ・ｷﾝｸﾞﾀﾞﾑ	英国ﾛﾝﾄﾞﾝ	62百万ﾎﾟﾝﾄﾞ	投資顧問、投資信託委託業務	なし	なし	投資顧問ｻｰﾋﾞｽの受入れ	投資顧問料の支払	19,193	-	-
	ｽﾃｰﾄ・ｽﾄﾘｰﾄ・ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ・ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰｽﾞ・ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ	ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ市	136万ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙﾄﾞﾙ	投資顧問業	なし	なし	投資顧問ｻｰﾋﾞｽの受入れ及びＥＴＦ商品の紹介	紹介料の受取 投資顧問料の支払	264 24,400	-	-

(注)　上記の金額のうち、ｽﾃｰﾄ・ｽﾄﾘｰﾄ信託銀行株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1．ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
2．人件費及び事務所賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
3．役務料については、当社との間で締結された役務提供契約に基づいて支払われております。
4．投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。
5．ETF商品の紹介料については、当社との間で締結された役務提供契約に基づいて計算されております。

当事業年度（自　2022年4月1日　至　2023年3月31日）

当事業年度 自　2022年4月　1日 至　2023年3月　31日											
種　類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有（被所有)割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				

同一の親会社を持つ会社	ｽﾃｰﾄ・ｽﾄﾘｰﾄ・ﾊﾞﾝｸ・ｱﾝﾄﾞ・ﾄﾗｽﾄ・ｶﾝﾊﾟﾆｰ	米国 ﾏｻﾁｭｰｾｯﾂ州ﾎﾞｽﾄﾝ市	29百万 米ドル	銀行、投資顧問、投資信託委託業務、及びそれらの関連業務	なし	なし	助言などの投資顧問ｻｰﾋﾞｽの提供並びに受入れ ソフトウェアの使用契約 人件費等及び事務手数料の支払	ソフトウェア使用料の支払 投資顧問料の支払 人件費等の支払 事務手数料の受取 移転価格調整金の受取	295,434 232,843 175,762 12,389 131,841	前払金 未払金	3,388 24,509
	ｽﾃｰﾄ・ｽﾄﾘｰﾄ信託銀行株式会社	東京都 港区	25億円	銀行業	なし	なし	投資信託計理の事務ｻｰﾋﾞｽの受入れ 兼職社員の人件費支払等	投資信託計理業務委託 人件費等の支払	39,303 127,670	前払金	229,512
	ｽﾃｰﾄ・ｽﾄﾘｰﾄ・ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ・ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰｽﾞ・ﾕﾅｲﾃｯﾄﾞ・ｷﾝｸﾞﾀﾞﾑ	英国 ﾛﾝﾄﾞﾝ	62百万 ﾎﾟﾝﾄﾞ	投資顧問、投資信託委託業務	なし	なし	投資顧問ｻｰﾋﾞｽの受入れ	投資顧問料の支払	19,754	-	-
	ｽﾃｰﾄ・ｽﾄﾘｰﾄ・ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ・ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰｽﾞ・ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ	ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ市	136万ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙﾄﾞﾙ	投資顧問業	なし	なし	投資顧問ｻｰﾋﾞｽの受入れ及びＥＴＦ商品の紹介	紹介料の受取 投資顧問料の支払	250 22,792	-	-

(注)　上記の金額のうち、ｽﾃｰﾄ・ｽﾄﾘｰﾄ信託銀行株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1．ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
2．人件費及び事務所賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
3．役務料については、当社との間で締結された役務提供契約に基づいて支払われております。
4．投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。
5．ETF商品の紹介料については、当社との間で締結された役務提供契約に基づいて計算されております。

Ⅱ親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ステート・ストリート・コーポレーション（ニューヨーク証券取引所に上場）
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インク（非上場）
ステート・ストリート・グローバル･アドバイザーズ・インターナショナル・ホールディングス（非上場）
ステート・ストリート・グローバル･アドバイザーズ・ジャパン・ホールディングス合同会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

前事業年度 自 2021年4月　1日 至 2022年3月 31日	当事業年度 自 2022年4月　1日 至 2023年3月 31日
1株当たり純資産　　1,108,000円68銭 1株当たり当期純利益　　135,213円36銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	1株当たり純資産　　1,161,868円75銭 1株当たり当期純利益　189,029円36銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(注）1株当たり当期純利益の算定基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 2021年4月　1日 至 2022年3月 31日	当事業年度 自 2022年4月　1日 至 2023年3月 31日
当期純利益　(千円)	838,322	1,171,982
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式にかかる当期純利益　(千円)	838,322	1,171,982
期中平均株式数　(株)	6,200	6,200

（重要な後発事象）

前事業年度 自　2021年4月　1日 至　2022年3月 31日
該当事項はありません。

当事業年度 自　2022年4月　1日 至　2023年3月 31日
該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（1）定款の変更

委託会社の定款変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

その他、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。

（2）訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実は存在しておりません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

以下は全文更新につき、訂正・更新後のものを記載いたします。

＜訂正・更新後＞

（１）受託会社

① 名称

三井住友信託銀行株式会社

② 資本金の額（2023年3月末現在）

342,037百万円

③ 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（参考）再信託受託会社

名　　称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2023年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

① 名　　称	② 資本金の額 （2023年3月末現在）	③ 事業の内容
楽天証券株式会社	19,495百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

独立監査人の監査報告書

２０２３年6月２２日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

取 締 役 会　 御 中

ＥＹ新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　稲 葉 宏 和

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の２０２２年４月１日から２０２３年３月３１日までの第２６期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の２０２３年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2023年７月28日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　榊原　康太

中間監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているステート・ストリート新興国株式インデックス・オープンの2022年11月16日から2023年５月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。
当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ステート・ストリート新興国株式インデックス・オープンの2023年５月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2022年11月16日から2023年５月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に

対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）　1．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2．　XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

次へ